

◇◇ 回答書(議事録) ◇◇

(1) 報告事項

【資料1】・健康福祉部の機構改革と人事異動について	
その他	・各課・系の所管事務まで書かれているとよくわかると思います。
質問①	● 今回の機構改革の趣旨・目的をご教示ください。
⇒ 回答	生活困窮者への支援を強化するため福祉課から生活保護係、自立生活支援係を移管し、生活支援課を新設しています。
【資料2～7】・第7期計画期間中の介護保険事業の実績報告について	
その他	・計画及び実績も事業計画に添って的確に実施されていると思います。(目標数値の捉え方が的確) ・介護予防の効果が現れていることは喜ばしいことです。
質問②	<p>【資料2】認定者・認定比率について</p> <p>● 新規申請だけではなく、更新申請も含む数でしょうか。質問の意図は、2019年4月から介護認定の期間が36か月にまで引き延ばされました。その影響で審査の数が減少し、相まって認定数が減少したと考えられるのではないかと思ったからです。</p> <p>● 1号被保険者数が増加しているにも関わらず、要介護(支援)認定者数が減少している現象は考えにくいです。認定審査会が厳しいのか、それとも分析の通り、介護予防事業の効果が現れているのでしょうか。</p> <p>● 被保険者数増に対する認定者・認定比率の減は、「予防サービスの効果」また「宗像市の高齢者の健康度アップ」と捉えて宜しいですか。財政上の問題から抑制傾向にあるとの推測がありますが、そのような指摘に対してはどのようにお考えでしょうか。</p> <p>● 保険者数が増加の一途であるのに対して、29年3月の4,295人からほぼ連続的に減少し、R2年3月には5%減の4,082人となったのは種々の施策の効果と推測されていることに同意です。しかしながら、29年3月が最大なののでしょうか。グラフでは左端が最大ですが、もう少し長期的に過去を見てもそうであれば、初めて事業整備の効果といえるでしょう。(認定基準の変更があったかは承知していませんが、“認定基準が厳しくなって認定してもらえない”と世間話の中で耳にしたことがありましたので、認定基準の変更が減少の一因かともおもいました。)</p> <p>● 認定者数の減少傾向には、認定期間満了に伴う継続更新案内を行っていないことの影響もあるのではないのでしょうか。</p>
⇒ 回答	<p>認定者数は、新規や更新等に関わらず、その時点で要介護(支援)認定を持っている人の総数です。</p> <p>宗像市・福津市共同で行っている認定審査会につきましては、全国一律の基準に基づき、公正かつ的確な審査判定に努めています。</p> <p>主な認定者数の減少は、新しい総合事業(介護予防・日常生活支援事業)を導入した効果と考えています。</p> <p>また、更新申請の方でサービスを利用している方については、ケアマネジャーが代行申請することが多い為、経費削減を兼ねて総合事業導入時に更新案内の送付を廃止しまし</p>

	<p>た。これによりサービス未利用者の認定更新が減少し、結果として認定者数の減少につながっていると考えています。</p>
質問③	<p>【資料2】【資料4】認定者・認定比率と地域支援事業費の関係性について</p> <p>●資料2では、認定者・認定比率が減少していて、介護予防の効果が出ていると見えますが、資料4では、地域支援事業の実績が低下しています。その整合性についてご説明をお願いします。</p>
⇒回答	<p>訪問型サービスや通所型サービスなどの地域支援事業の実績が一部減少していますが、これは、大きくは、地域包括支援センターが、より効果的に機能し始めた結果である、と考えています。特に、地域の社会資源を適切に活用できるようになってきたことは、実績低下の要因のひとつと考えています。この点は、また、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）による地域資源の発掘や開発が進んでいることも、後押しとなっています。</p> <p>地域包括支援センターによる適切な総合相談対応により、各事業やサービスが想定している本来の使われ方や、自立支援の考え方が、より浸透してきた結果である、と考えています。</p>
質問④	<p>【資料3】認定者数と給付費の関係について</p> <p>●要介護（支援）認定者数は減少しているのに給付費が増加していることが不自然です。</p>
⇒回答	<p>要介護（支援）認定者数は減少していますが、資料2より、3年前の要介護（支援）認定者数と比較し、要支援1,2は減少、要介護1,3,4が増加していることがわかります。その結果が給付費の増加につながっていると考えられます。</p>
質問⑤	<p>●介護医療院は現在当市ではどこにあるのか教えてほしい。今後増加していくと思われるので充実を願いたい。</p>
⇒回答	<p>現在、宗像市内に介護医療院はありません。福津市内に2か所あります。</p> <p>県の介護医療院の整備計画では、新設ではなく、介護療養型医療施設からの転換を優先的に進めていく方針とされています。</p> <p>なお、宗像市内では介護療養型医療施設は平成28年度に特別養護老人ホームへの転換が終了しておりますので、今後は県内の他施設の転換状況等を注視し、需要を見込んで参ります。</p> <p>介護医療院（福津市）：東福岡病院、津屋崎中央病院 （いずれも介護療養型医療施設からの転換）</p>
質問⑥	<p>【資料3】訪問入浴介護について</p> <p>●訪問入浴介護が過去2年実績比が1.0を上回っている中、令和2年度は60%減の計画値となっておりますが、何か対応策はあるのでしょうか。他のサービスはすべて前年計画値を超える計画であるのに対して、訪問入浴介護のみ削減された計画ですので特に目につきました。</p>
⇒回答	<p>訪問入浴介護の令和2年度計画値は、整備を予定していた定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスへの移行を見込んで推計されている為、前年度より低い推計値となっております。</p> <p>しかし、現時点において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが未整備の為、</p>

	<p>訪問入浴介護の今年度の実績値は例年どおりの水準で推移することを見込んでいます。計画値を超える部分については、給付費全体の予算の中で対応してまいります。</p>
質問⑦	<p>【資料4】虐待・権利擁護対応人員について</p> <p>●虐待・権利擁護対応件数の増加は著しいものがありますが、対応人員は足りていますか。(資料8の配置人員表と関連しますが)また、配置員のスキルアップ、研修・教育の計画はありますか。</p>
⇒回答	<p>高齢者虐待事案が生じたときは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「介護保険法」及び「関係法令・通知」に基づき、市(基幹型地域包括支援センター)と日常生活圏域地域包括支援センターがそれぞれの役割を果たしながら一体的な対応を図っています。その日常生活圏域地域包括支援センターには「宗像市地域包括支援センター設置運営要綱」に基づき人員を配置しており、現時点において人員は充足していると認識しています。</p> <p>つぎに、対応する職員の人材育成の計画についてですが、高齢者虐待事案対応を通してのいわゆる「OJT」による人材育成を中心としており、加えまして福岡県や福岡県社会福祉士会が開催する外部研修に積極的に参加することとしております。また、各地域包括支援センターで権利擁護への取り組みの中心を担う「社会福祉士」が月に1回定期的に連絡会を開催し、その中で高齢者虐待の事例研究を行うなど職能グループでスキルアップを図る取り組みも行っています。</p>
質問⑧	<p>【資料4】表の実績数表示について</p> <p>●括弧内の数値は何を表示しているのですか。</p>
⇒回答	<p>第1号介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)事業及び指定介護予防支援の欄における括弧内の数値は、第1号介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)及び指定介護予防支援を行った全体数のうち、地域包括支援センターが直接これらの支援を行った件数です。</p> <p>第1号介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)及び指定介護予防支援は、その一部を居宅介護予防支援事業所に委託することができることになっており、全体数から括弧内の数値を減じた数値が当該委託した件数となります。</p>
質問⑨	<p>【資料5】表のROI控除対象経費について</p> <p>●控除額とは如何なるものですか。</p>
⇒回答	<p>利用者負担額等の介護給付費外の額のことです。</p>
意見①	<p>【資料6】【資料7】</p> <p>●滞納繰越分の収納率を向上させて頂きたい。また、準備基金を一部取崩しても、第8期計画期間に係る基準額5,400円を据置いていただきたい。</p>
⇒回答	<p>介護保険料の滞納については、収納を管理している収納課で随時督促状や催告書を発送し、納付を促しています。また、年2回、介護保険課においても、対象者に通知を送ることとしており、収納率向上に努めています。</p> <p>第8期の保険料基準額については、第8期期間中の給付費見込み等を推計し、適正な基準額となるように検討していきます。</p>

【資料8】・令和元年度日常生活圏地域包括支援センター事業実績報告について

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援センターの活動が充実しつつあることが実績報告から読み取れます。職員の資質向上と住民への周知方法等、今後の活動に期待します。 ・総合相談支援業務、実態把握等、医療との連携、生活支援体制、認知症施策、介護予防事業に加え、各種会議への参加、研修とすごい業務量です。今後も各地域包括支援センターの活躍を期待します。 ・市民の福祉に関して非常に重要な業務を担う地域の拠点だと思えます。委託事業ですが、本来、市の仕事だという自覚を持って市民、地域包括、市の連携で現在奮闘中の現場の方々を支援する必要があると思えます。 ・人員配置と業務量が一致していないのではと感じました。 ・テレビや新聞では知っていましたが、宗像で高齢者虐待があると知り、残念です。
<p>質問⑩</p> <p>⇒回答</p>	<p>権利擁護業務について</p> <p>●宗像市「地域包括支援センター」実績報告 Ⅰ. 包括的支援事業 ウ. 権利擁護業務で、自由ヶ丘包括の数字が他と比較して少ないのが目を引きました。少ないのは良い事だと思いますが、土地柄とかの理由があるのかなと思いました。</p> <hr/> <p>自由ヶ丘地域包括支援センターの数値計上は、権利擁護のみの事案を計上するなど、計上の基準が他と著しく差異が生じた結果、このような数値に至りました。</p> <p>高齢者の権利擁護に関する事案は「介護」と重複しているケースが多く、自由ヶ丘地域包括支援センターではそのようなケースは同表のイー（イ）の介護の項目のみに計上しています。</p> <p>いずれにせよ、他よりも低いこの数値に対して、委員のみなさまにあらかじめ補足説明をしておらず大変申し訳ございませんでした。</p> <p>なお、既説明のとおり、令和元年度は、6箇所の日常生活圏地域包括支援センターがⅠ会計年度を通して運営された初年度で、実績報告の数値計上の在り方においても、このⅠ会計年度を経て初めて検討してはという点が見受けられましたので、本件も含めまして、令和2年度においてはその対処を図っていくこととしております。</p>
<p>質問⑪</p> <p>⇒回答</p>	<p>第Ⅰ号介護予防支援事業の表の終了件数について</p> <p>●宗像市「地域包括支援センター」実績報告 Ⅰ. 包括的支援事業 ア. 第Ⅰ号介護予防支援事業で、河東と、玄海・池野・岬・大島地域包括支援センターの第Ⅰ号介護予防支援事業に係る終了件数とその内訳件数の計が一致していないのはなぜでしょうか。</p> <hr/> <p>終了者のうち、複数の理由に該当する場合があるため、ご質問のとおり不一致となりました。例えば、元気になって市外に転居（子どものところに行った）したケースは、「改善」と「その他」の両方で集計をしました。なお、本件に関しても質問⑩の回答に記載させていただいているとおり、令和2年度にその計上方法について検討させていただきます。</p>
<p>質問⑫</p> <p>⇒回答</p>	<p>地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）について</p> <p>●生活支援コーディネーターが実際地域で何をされているのか分からないので教えてください。</p> <hr/> <p>地域包括ケアシステムの構築を推進していくため、介護保険制度上のサービスだけでなく、地域の特性やニーズにマッチした生活支援サービスの開発や調整、担い手の養成や</p>

	<p>関係者のネットワーク化を行っていく者を「地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」としています。</p> <p>実際には、地域包括支援センターに相談に来た住民の多様なニーズに対応するため、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）は、介護保険サービスの枠にとらわれない（民間や住民活動を含めた）情報を地域を回って収集し、地域包括支援センターに提供する役割があります。また、住民や関係者団体、コミュニティ・センター、地域包括支援センター等で構成される「協議体」を通して、誰もが自分らしく住みやすい地域づくりを目指してどのような支え合いが必要かを働きかける、中核的な役割も担っています。</p>
質問⑬	<p>報告基準について</p> <p>●業務の報告基準があれば教えてください。</p>
⇒回答	<p>『宗像市「地域包括支援センター」運営方針』の項目及び『地域包括支援センター業務委託契約における仕様書』の項目に掲げている事項を基準に、実績報告の内容を定義しています。</p>

【資料9】・令和元年度認知症初期集中支援チーム活動報告について	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今後一層の推進と活動の充実を望みます。 ・訪問や地域の見守り活動は、どちらもプライバシーがどうのこうのと言われるのではないのでしょうか。 ・認知症の初期対応は重要であると言われてはいますが、非常に有効なシステム・方法が実施されていると思います。
質問⑭	<p>実績について</p> <p>●活動が「いかに市民の役に立ったか」が良くわかるような事例等があれば教えてください。</p>
⇒回答	<p>認知症初期集中支援チームの対象者は、認知症が疑われる者又は認知症の者で、医療サービス又は介護サービスを受けていない者又は中断している者です。認知症初期集中支援チームは、①認知症の臨床診断を受ける、②継続的な医療サービスを受ける、③適切な介護サービスを利用する、④介護サービス利用の中断が解消されることを主な目標として支援を行っており、令和元年度においては、33件についてそのいずれかの目標を達成する支援を行うことができました。</p> <p>また、「日常生活において認知症の可能性がうかがえるようになった事案において、認知症初期集中支援チームのチーム員である医師から対象者の主治医に連絡していただき、当該主治医が対象者を診察する際に認知症の可能性を意識して診察するに至った」事案もありました。</p>

【資料10】・指定地域密着型サービス事業所の指定更新について	
報告の取扱いについて	
賛成…14人	<ul style="list-style-type: none"> ・現状でよろしいかと思えます。 ・コロナウィルス感染拡大防止の為、実地指導延期止むなしと思えます。 ・大変な時期ですがそれぞれの立場で頑張ってもらいたいです。
反対…0人	

未回答… 1人	
質問⑮	医療法人光洋会の実地指導実施日について ●医療法人光洋会の実地指導実施日がR2.7となっていますが、R1.7の誤りではないでしょうか。
⇒回答	実地指導実施日は令和2年ではなく、令和元年の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。

【資料11】・令和元年度事業所指定状況一覧

年度分の一括報告について

賛成…14人 反対…0人 未回答…1人	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化と事業所の動向を把握する為、市の案に同意します。 ・介護人材不足・ケアマネジャー不足、深刻な問題です。
---------------------------	---

質問⑯

人材確保について
●居宅介護事業所の変動はあったとしても、ケアマネジャーの総数が重要です。やや減少傾向のようですが、必要人数の維持確保への対応はどうでしょうか。

⇒回答
ケアマネジャーが減少傾向にある要因の一つとして、いわゆる一人ケアマネ事業所であることが考えられます。一人ケアマネ事業所は、事業の参入が比較的容易である一方で、相談する相手が居ない中、資質向上やスキルアップ等を自身で行う必要があり、業務内容の煩雑さから、健康上や年齢的な理由により事業継続を断念することも多いように感じています。
宗像市では、市内のケアマネジャーを対象とした資質向上のための研修を実施するとともに、各地域包括支援センターではケアプラン作成技術の指導・助言も実施しています。その他、判断に迷うことや確認したいことなど、保険給付等に関する相談・質問等は介護保険課にて対応しています。

【資料12】・地域密着型サービス事業所整備について

今後の方針について

賛成…12人	<ul style="list-style-type: none"> ・市の方針(第8期の考え方)で良いと思います。 ・8期では応募する可能性があるかと回答している事業者がいるようですので、募集をすることに賛成します。 ・一年かけても応募がなかったのなら、本当に必要なのかという是非の評価、また、公的支援も含めて対策が必要と思います。 ・新たなサービスの追加も大切だと思いますが、既存の事業所の機能強化等の視点があっても良いかもしれません。 ・認知症高齢者グループホーム整備については、事業者側として1ユニットでは事業として成り立たないのではないかと思います。最低2ユニット(18人)が必要だと思います。 ・事業所の経営の問題、人材不足の問題もあると思いますが、民間委託して、もっと規制緩和し、「宅老所」のような、真の意味で地域密着施設を点々と増やしていった方が実効性が高いのではと思います。
--------	--

反対… 0人 未回答… 2人	・在宅での生活維持が難しい人が54人も居るのかと思われました。引き続き市として努力させていただきますようお願い申し上げます。
意見②	●令和2年度中の公募を見送り、第8期事業計画期間内で整備しては如何でしょうか。応募者(社)が出てきやすい環境整備を今期中に行ったほうが良いのではないのでしょうか。例えば、不要不急的な市有財産を有償貸与するとか、施設は宗像市で整備し、運営のみを民間委託する等、方策はいくらでもあると思われます。
⇒回答	ご意見ありがとうございます。他の委員のご意見も踏まえ、令和2年度の公募は見送り、第8期に向け、必要なサービスの再検討をしたいと考えています。第2回運営協議会にて提案できればと考えています。また、応募者が手を挙げやすい環境整備についてもできることを探りながら検討して参ります。

【資料13】・生活支援体制整備事業について

その他	<p>・よくやられている(現時点では)と思いますが、市民に対するより一層の周知・啓発が必要と思います。</p> <p>・この事業は、以前から社協と各町内福祉会で活動しているものと多くは一致しますが、整理できていない面もあります。地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)でなくても主任福祉員が工夫して、十分に活動しておられます(日の里では)</p>
質問⑱	●令和元年度第2回の議事録を読ませていただきました。その中で、第一層、第二層、第三層と出てきますが、意味がよく分かりませんでしたので教えてください。
⇒回答	<p>説明が不足しており大変申し訳ありませんでした。地域包括ケアシステムの構築を推進していくため、介護保険制度上のサービスだけでなく、地域の特性やニーズにマッチした生活支援サービスの開発や調整、担い手の養成や関係者のネットワーク化を行っていく者を「地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)」と言い、それらの情報共有や連携強化の場として中核となるネットワークを「協議体」と言います。</p> <p>ご質問の件ですが、上記の活動範囲を分けましたもので、第一層とは市全体を、第二層は日常生活圏域(中学校区)となります。第三層については、性質上少し異なりますが、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス(主には住民主体による支援)で、利用者と提供者をマッチングする機能を持っています。</p>
質問⑲	●各地区によって特徴や事情があると思いますが、民生委員の働きや関りの現状はどのようになっていますか。また、社協のライフサポート事業も人手不足のようですね。
⇒回答	<p>地域によって民生委員の関わり方は様々で、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)や地域包括支援センターと連携し、地域の皆さんに「協議体」の主旨を理解し、楽しく話し合えるよう、企画の段階から携わっていただいたり、「地域づくり」について、地域の皆さんにわかりやすく説明して下さる地域もあります。また、地域の実情と介護保険の両方をよくご存じの民生委員は自由な発想をグループワークの中で展開して下さっている地域もあります。民生委員は生活支援体制整備事業において、関わりが深い関係団体の一つです。</p>

質問⑭	●配した人員・時間等と、実際の「市民の為に役に立った事例」の費用対効果のような視点があれば教えてください。
⇒回答	<p>令和元（平成31）年度より宗像市社会福祉協議会に委託を行っています。当初の地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）は第1層が1名（第2層と兼任）、第2層が4名でしたが、年度途中より第2層は1名増員し5名となりました。</p> <p>時間については、集計を取っておりませんが、毎月の活動報告を集計しておりますので、ご報告します。地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の主なる活動として（数値は活動延べ回数を表します）、</p> <p>①地域資源の把握 650回 ②地縁組織等への協力依頼や働きかけ 513回 ③地域資源の開発 213回 ④関係者のネットワーク化 1,014回 ⑤ニーズとサービスのマッチング 230回 ⑥目指す地域の方針の共有 180回 ⑦地域づくりの意識づけ 839回</p> <p>地域づくりの1歩目を歩みだした生活支援体制整備事業ですので、今は、ご指摘いただいていますこの事業の周知と啓発を行っていく段階かと考えています。各協議体が成熟することで地域の特徴を生かした地域づくりができ、その時に始めて実を結ぶものと考えています。</p>

【資料14】・第8期介護保険事業計画策定スケジュール（修正案）について	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュール（修正案）に同意します。もし途中で必要が生じたら、柔軟に対応すれば良いのでは。 ・計画策定スケジュールはコロナ感染拡大防止対応等により、ずれ込むのではないのでしょうか。

(2) 審議事項

【資料15】・介護サービス事業所の指定更新申請手数料について	
①手数料の徴収について	
可…12人	<ul style="list-style-type: none"> ・市の方針に同意します。 ・全体のサービスを対象として、手数料を徴収することとしたほうが良いのではないのでしょうか。 例えば、最高額を1万円とし、居宅介護支援サービス事業者については引下げる（第8期から） ・新規指定・更新、いずれにおいても全体の徴収は問題ないと思います。
否…1人	<ul style="list-style-type: none"> ・市の介護サービスの適正な運営を行う為に指導を実施されていると思うので、行政の費用で行って良いと思う。
未回答…2人	
②地域密着型サービスのみを対象とすることについて	
賛成…9人	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期中に整備できなかったサービスについては、第8期に記載される計画となるのか、又、事業主体が展開する事業の内容と併せて検討すべきではないか（一律である

	<p>べき)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懸案事項の設問がよく理解できない(遡及をいっているのかがよく分からない)。 ・市の考え方を直接聞かなければ意見が述べにくい。 ・判断に迷われたと思います。お疲れ様です。 ・やむを得ないかと考えます。
反対…3人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所は介護スタッフ不足や収益減にあるので、行政で支援できるところはしてほしい。 ・全体のサービスを対象とした方が良いのではないのでしょうか。 ・新規・更新申請にかかる事業所側の労力が回を増す度に増えている現状があるようです。時間内に書類を準備する為の人件費も余分にかかるような状況で費用負担を課すことには反対します。書類や審査内容等の見直し、再構築がなされれば可能かもしれません。
未回答…3人	
ご意見を受けて ⇒結果	<p>現在既に徴収している居宅介護支援に加え、地域密着型サービスを徴収対象とすることについてのご意見をいただきました。賛成多数との結果を受け、手数料の徴収を実施する方向で検討し、また、残る総合事業についても、徴収するか否かを含めて市で検討を進めて参ります。</p> <p>指定更新時に一連の書類作成はございますが、基本的に変更届が随時漏れなく行われていれば新たに作成する書類は人員基準に係る書類が主となります。人員基準に係る部分は直接利用者の処遇に影響する部分ですので省略できませんが、その他の部分は、業務効率化の観点から、可能なものは省略できるよう改善して参ります。</p>

自由記入欄

- ・認知症高齢者の家族支援について充実させることも必要だと思えます。
- ・義父の介護で大変な思いをいたしましたので、勉強させていただきたいと参加しましたが、何もわからず質問もできない状態です。申し訳ありません。
- ・色々と尽力下さっていることが良くわかります。ありがとうございます。

質問⑳

●新たに創設された「共生型サービス」があるようですが、いわゆる現介護保険事業所による障害福祉サービス実施について、当市の現況、今後の取組みについてはどのようにお考えですか。

⇒回答

現在、宗像市内に共生型サービス事業所はありません。

共生型サービスは、元々一方の制度に基づく指定を受けている事業者が、もう一方の制度の指定を受けやすくすることで、一つの事業所で介護と障害福祉サービスを一体的に提供できるようになり、障害福祉の利用者が65歳になってもなじみの事業所でサービスを受け続けられるようにするため創設されました。宗像市では、所管する地域密着型通所介護事業所について共生型サービスを追加する条例の改正を、本年3月に行ったところです。

共生型サービスとして想定されるのは、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等ですが、現時点では県所管も含めて、特に事業所からの相談等はありません。

当市では、障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスを利用できる年齢になっても、本人の希望や障がいの特性等に基づき総合的に判断し、引き続き同じ事業所で障害福祉サービスを利用できるように対応しており、現状では大きな問題はありません。

今後、国や地域の動向、利用者ニーズを把握しながら対応していきたいと考えています。

質問②

●準備基金積立は今後の介護保険事業の維持・整備に不可欠ですが、適正な額はどの程度だと考えられていますか。介護サービスの向上、保険料減額・負担軽減を市民は希望していると思われませんが、満足度を上げる為にバランスを取ってほしい。

⇒回答

介護サービスの向上は、各サービス事業所の日々の改善努力に期待しつつ、市としても実地指導などを通じて引き続き支援していきます。また、保険料の負担は、65歳以上人口の推移や今後利用が見込まれる給付費の推計により変化していきます。適切に推計した上で保険料を設定し当協議会にお諮りいたしますので、あらためてご審議願います。

介護給付費準備基金は、介護保険の中長期的な財政の安定化を図るために市に設置した基金となります。

通常単年度会計のところ、介護保険特別会計については、3ヶ年を一期として期ごとに運営する側面があります。そのため、単年ごとの第1号被保険者保険料の余剰金をこの基金に積み立てて、3ヶ年の最終年の給付費の伸びに備えています。

ご質問の適正な額ですが、一概に金額をお答えすることはできません。団塊の世代が後期高齢者の年齢層となる2025年(令和7年。介護保険事業計画では第9期)以降、給付費の急激な伸びが想定されます。各期の給付費の伸びに応じて保険料負担が増加することとなるのですが、一方で、期ごとの保険料を見たときに極端な上昇がないよう、極力長期的な視点で平準化していきたいと考えています。そのためにも、今後の給付費や人口の推計を見据えながら、適正な保険料設定および基金活用に取り組んでいきたいと考えています。